

真実を伝える紙 組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

キンドリルジャパン 不安の声が続々

日本IBMのGTS・

IS事業が分割されてできるキンドリルジャパン。すでに関係する従業員に通知され、現在は協議や意見聴取、あるいは個別同意についてのプロセスが進められています。

関係している人が検討するにしても、会社が提供している情報が多量にも少なく、判断に困る場合も多いのではないのでしょうか。そこで、これまでに組合に寄せられている声をいくつかご紹介させていただきます。

やっていけないのか不安

前号で紹介されていた通り、売上が落ちていたので、資金面が心配です。売上が落ちれば利益も落ちるので、運用専門会社としてのデータセンタをきちんと作れるの

か心配です。

また、運用専門になるということは開発部隊が無くなるということですが、無くなるという新しい製品を発売しなくなることを意味します。会社が言うようにマルチベンダーになるということなら、幅広いノウハウの開発と販売要員のスキルアップが必要で、そのための技術開発部門が無くてはなりません。ところが、そうした情報が一切出てこない点も不安です。

精神論では不安

会社の説明はどれも精神論ばかりで具体的なビジネスケースなどが出てこない点が不安です。社内では何かするときは必ず「ビジネスケースはどうなっている」ということをしつこいほど聞かれま

す。これほどの大きな分割に際してビジネスケースを作っていないはずはありませぬ。従業員の生活がかかっているのですから、きちんと明らかにして説明すべきです。

対象者の定義が不明

本来、インフラストラクチャー・サービスという名称だけで関係者は決められないはずですが、法的には「主従事労働者」の厳密な定義があるべきですが、現場では「あなただけが対象者になりました」と、なし崩し的に人選が進んでいます。自分がなぜ対象者なのか釈然としないという声が上がっています。

キャリア形成が不安

日本ではGTS部門は会社の中での存在感が大

きいですが、世界を見ると逆です。世界ではGTSのビジネスは小さくなる一方で、ほとんど存在感がありません。エンジニアのキャリア形成についても同様で、世界では開発系であるGTSの存在の方が大きくなっています。エンジニアの世界では技術力を養っていくプロフェッション・コミュニティがあります。

が、ここでもGTSの影響力が大きく、キンドリルとして離れてしまったらエンジニアとしてのキャリア形成が不安です。さらに、他のキャリアにも挑戦したい若い人からは、キンドリルへ行ったらずっとこのまま運用業務だけ、というのは避けたい。キャリアの幅が狭まるのは嫌だ、という声も聞かれます。

売却されないか不安

社名に「IBM」という文字が無い点にも疑惑の声が上がっています。会社として発展させるなら名前のどこかに「IB

M」と入れるはず。結局、4Qに独立させるタイミングでどこかに売却するのではないかと、という疑いの声も上がっています。もし4Qに売却されるようなことになれば、もはや会社分割ではないため労働契約承継法はもう使われません。従って労働条件が維持されるという保証も無くなるということを意味します。

行先部門が不明で不安

キンドリルジャパンにどのような部門ができるかの説明が無いため、現行の業務が継続して存続するのか、対応する部門はどこなのか、どの部門で業務を続けることができるのか、不安の声が上がっています。

福利厚生が不安

福利厚生も労働条件の一部です。代替措置も含めベルスによる家電の割引販売や、レノボPCのファミリー販売がどうなるのかについても不安の声が上がっています。



メットライフ生命 パワハラロックアウト解雇事件続報

平松健二さんの不当解雇撤回裁判を支援する千

葉の会の勝尾勝事務局長から寄稿をいただきましたので紹介します。

「こんな非人道的なパワハラは許せない！」と平松さんが所属の全労連・東京公務公共一般労組や平松さんを支援する地元の方々によって「支援する千葉の会」が2020年10月に結成されて以来、積極的に支援活動を広げ

定年後再雇用の実態と組合の闘い

定年制度は働く意欲や能力があるにも関わらず会社から一方的に雇用契約を切るものです。国は年金が開始されるまでの間、生活水準を維持するため65歳までの雇用を会社に義務化しました。日本IBMのシニア契約社員制度の実態は、同じ部署で正社員と同一の業務に従事し、ビジネスに貢献しているにも関わらず、月額基本17万円(バイト最低時給とほぼ同等)の給与しか支払われず賞与等も支給されない状況に置かれています。

定年後のシニア契約社員の実情は、1年遅れて徴収される住民税のため1年以上手取り数万円が継続し、今までの蓄えを使わなければ生活できない状況に追い込まれます。家族からも1カ月働いて数万円の結果に笑われる始末です。

定年後再雇用賃金差別裁判では、会社はシニア

契約社員を何の説明もなくバンド3と決めつけ、軽微な作業であるから月額基本給17万円が妥当としています。さらに、複雑な作業をしている人に関しては、勝手な行為だと決めつけています。アルバイトと同等の扱いのため賞与も無いと、一方的な主張を行っています。さらに、会社は高年齢者雇用安定法を無視するように、月額17万と書かれた契約書にサインしているから本人も納得している」と優越的地位の強要もしています。

会社は中途採用の募集を繰り返して、人員の補充をしています。その一方で、60歳以降のベテラン従業員に対しては吐き捨てるような態度です。組合は裁判を通じて実態を明らかにしていきます。現在シニア契約の方、シニア契約の継続を希望する方は是非組合に入り一緒に闘いましょう。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

A I 不当労/定年後再雇用不当労事件	6/25(金)09:50～	都庁第1庁舎南1階集合
パワハラ降格裁判	7/12(月)13:15～	東京地裁527号法廷
定年後再雇用賃金差別裁判	8/19(木)16:30～	東京地裁510号法廷



いよいよキンドリルが動き始めた。5月末までには「あなたはキンドリルに必要な主従事者です」といった声が掛かったことだろう。その時、あなたはどう思ったのだろうか。「よし頑張ろう!」「どうしよう...」約五千人もの方々が移籍の対象というからには、思いも五千通りだろう。対象となった皆さんはご家族や知人に、移籍の対象となったことを胸を張って話せただろうか?「素晴らしい会社を作ろう!」「成功するかどうかは皆のやる気にかかっている」対象者を鼓舞する声は次から次へと出てくるが、あなたの給料はどうなるのか?組織はどうなるのか?福利厚生は?これまでの生活を保てるのか?▼キンドリル。聞こえの通り、従業員にとって金を生み出すドリルと成り得るだろうか。組合は真実を見つめ日々闘っている。





これまで様々な春闘要求に対する会社回答をご紹介してきましたが、ここで改めて会社姿勢の問題点を整理します。

1. 高額な要員単価を是正し、要員の増員を用意します。

組合は次の要求をしています。

2. ILC、残業時間の過少申告をするよう誘導したラインマネージャーやDPE、PMを処分すること。

3. プロジェクト開始後、要員の増強が必要になった時、会社が責任をもって要員を増強すること。

4. 行き過ぎたプロジェクト単位での収支管理を見直し、会社として必要

に於いたプロジェクト要員構成を実施すること。

5. 即戦力でない要員でもプロジェクトにアサインし、スキル育成をしながら最終的に戦力としてプロジェクト業務を行えるようにすること。

高額勤務実態に対する過少申告が生じる原因は、会社が設定しているSレートが高すぎることであり、プロジェクト見積もりが適正な時間数でできるよう、会社が設定しているSレートを見直すことを要求しています。

会社回答では、『「高額である」とする貴組合独自の見解、断定に基づく要求に応じる考えはありません』と、高額であることを真つ向から否定しています。

要求2については、「違法の可能性、疑義がある場合には調査結果に基づき必要な措置の実施を徹底しています」と回答。本当に厳正な措置が

組 合 なん だ も 相 談 窓 口			
事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	T S D L . I S E L ・ S y s t e m技術	大岡 義久	712-5175
本 社	G T S . ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	G T S . T S S . クロスエリアデリバリー	佐久間康晴	205-7817
幕 張	C & C S . セキュリティサービス	藤井 克己	205-0806
大 阪	G T S . T S S . S o l & D e l P R J 推進	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
(注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ		
法律相談	労働問題・民事一般相談受付 (要予約)		
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

夏ボーナス

JMITU主要各社は好調

日本IBMでは夏ボーナスが支給されましたが、日本の多くの企業では今がまさに交渉の山場です。JMITU主要各社も下表の回答速報の通り、コロナ禍をもとめせず好調な滑り出しです。まだ全ての会社の回答が揃っていないため、日本IBMの回答は上位15社中15位に位置していますが、やがて圏外に出てしまうでしょう。

個人業績率平均72%

組合推定による今年の個人業績率平均は72%です。昨年は69%でした。会社の説明では部門平均が100%になるように配分しているとのことですが、全社平均は100%になるはずで

JMITU主要各社夏ボーナス回答速報		
会社	一般職平均	月数
アドバンテスト	1,290,800	4.00
リガク	1,044,000	3.06
リオン	900,000	2.80
セガHD	895,638	2.50
NTTデータ	875,500	—
日本ロール	865,638	2.72
芝浦電子	862,680	3.05
自動車精工	834,371	2.76
東洋精機	830,000	2.41
NTT東日本	825,000	—
前田製作所	810,000	3.10
サンウエーブ	780,000	2.58
東京セキスイ	780,000	2.37
河合連合	779,258	2.50
日本IBM	776,000	1.77

業績査定額は個人業績率と会社業績達成度の積算で響いてきます。今年の会社業績達成度は37

(37%という意味)です。昨年は51でした。この昨年より低い数値に、低い個人業績率平均がさらにかかることが、今年の低いボーナス平均支給額の原因になっています。

組合員は交渉継続

ボーナスは支給されましたが、組合員の場合は交渉継続中です。支給日以降に、会社提示案とは別の内容で会社・組合間で合意形成がなされた場合は、会社が差額を支給することになっています。

在宅勤務手当、未だ支給されず

コロナ禍に伴う経費削減状況の回答を要求

今年の春闘重点要求である在宅勤務手当支給の組合要求に、会社は依然として応じていません。このことに従業員は強い不満を持っています。

日本労働弁護団は、在宅勤務の費用は業務遂行に必要な費用であり、従前の労働契約で労働者に負担が予定・想定されていない費用であるため、使用者が負担すべき費用である、という見解を示しています。このように、会社が在宅勤務の費用を負担することの労使合意に、会社が応じない理由は本来ないはずで

損益計算書の要旨			
(単位：億円)	2019年	2020年	対前年比
売上高	9,039	8,693	-346
売上原価	7,354	6,859	-495
売上総利益	1,685	1,834	149
販売費および一般管理費	1,109	988	-121
営業利益	576	845	269
営業外収益	135	118	-17
営業外費用	21	15	-6
経常利益	690	947	257
特別損益	86	△79	
税引前当期純利益	777	868	91
法人税、住民税及び事業税	269	279	10
法人税等調整額	△53	△42	
当期純利益	561	631	70
売上原価+販管費	8,463	7,847	-616